

災害時における応急復旧の協力に関する協定書

横浜市交通事業管理者（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害により、甲の鉄道施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）、応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、鉄道施設の応急復旧資機材の確保及び応急復旧作業等（以下「応急復旧」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急復旧の協力について、基本的な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急復旧の実施にあたり、乙の協力が必要となった場合は、乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項による協力要請を受けたときは、速やかに甲の行う応急復旧に協力するものとする。

（応急復旧の実施場所）

第3条 応急復旧の実施場所は、甲の要請する災害発生場所とするものとする。

（応急復旧の実施体制）

第4条 乙は、甲からの協力要請に対し円滑な対応ができるよう、あらかじめ乙の会員（以下「会員」という。）の動員方法を定め、その実施体制を甲に提出するものとする。

（建設資機材等の報告）

第5条 乙は、建設資機材及び労力（以下「建設資機材」という。）の現況について把握し、甲が報告を求めたときは、速やかに甲に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に、著しい変化があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

(要請手続)

第6条 甲は、第2条1項により、乙に対し応急復旧の協力要請を行う場合は、作業内容、日時、場所、必要人員、必要資機材その他必要事項を、文書又は電話等により協議しながら応急復旧を進めるものとする。ただし、乙に対する協力要請の連絡が災害等により不能となった場合は、甲が会員に対する協力要請を直接行うことができるものとする。

(応急復旧の実施)

第7条 乙は、会員に対して、工務部施設課長（以下「施設課長」という。）の要請に基づき、応急復旧を実施させるものとする。

2 会員は、出勤後直ちに、現場責任者、出場時間及び建設資機材等を施設課長に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第8条 乙は、応急復旧が完了したとき、会員に対し直ちに施設課長に書面により報告させ、その検査を受けさせるものとする。

(経費の負担)

第9条 甲は、会員が応急復旧に要した費用を負担するものとする。

(請求の手続)

第10条 乙は、会員が第8条の検査を受け合格した後、会員に対し甲へ当該費用の請求をさせるものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認の上、会員に代金を支払うものとする。

(損害の費用)

第11条 応急復旧の実施に伴い第三者に損害を生じた場合は、その処理について、甲と乙又は会員と協議して定めるものとする。

(適用期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から平成29年3月31日までの適用とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲または乙から何らの別段の意思表示がないときは、次の1年間継続するものとする。以下逐年同様とする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めがない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々 1 通を保持する。

平成 28 年 4 月 1 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市交通事業管理者
加賀 生雄

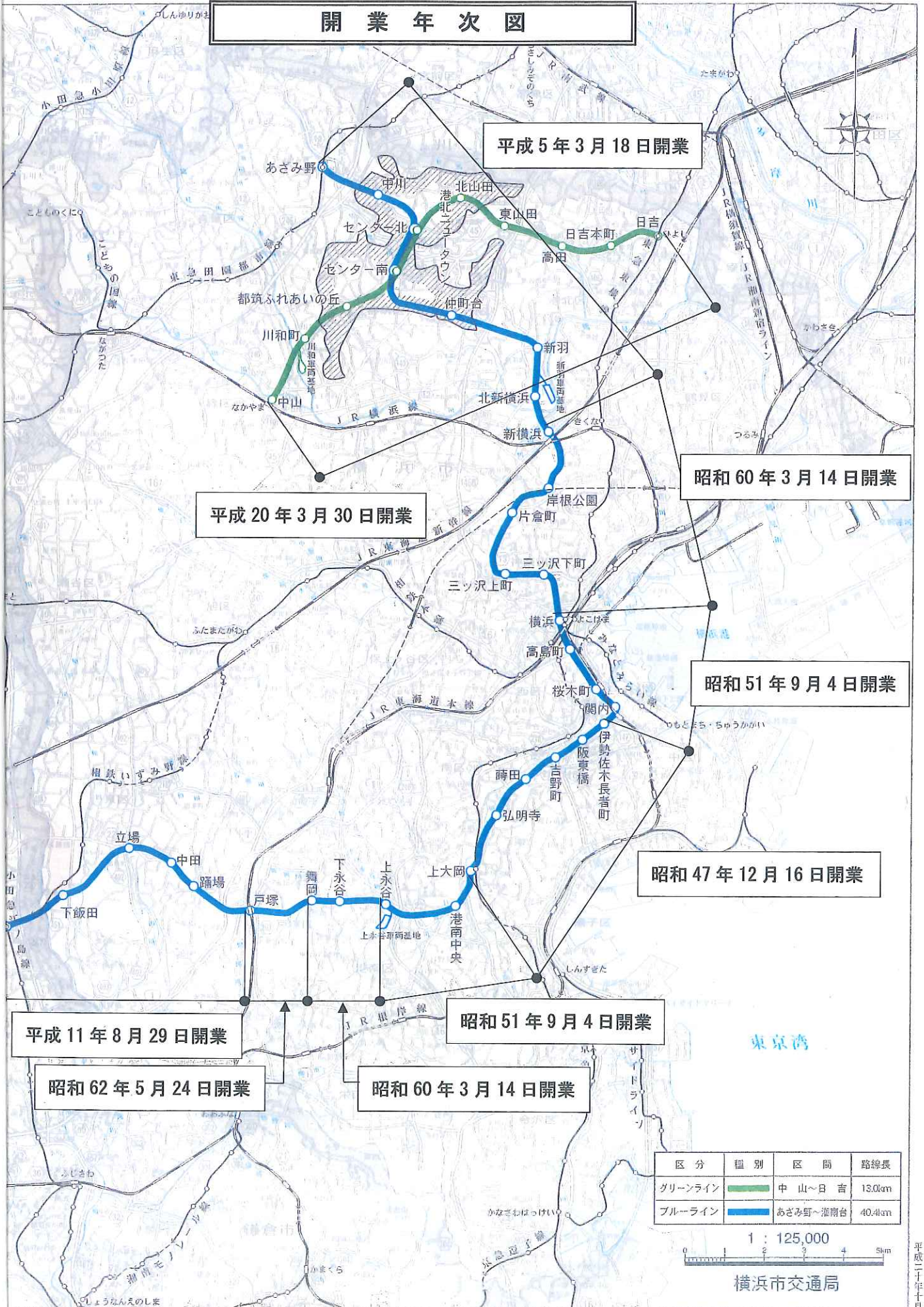


乙 東京都中央区八丁堀 2 丁目 5 番 1 号
一般社団法人 日本建設業連合会
関東支部 支部長
坂本 好謙

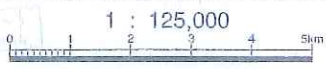


横浜市高速鉄道路線図

開業年次図



区分	種別	区間	路線長
グリーンライン		中山～日吉	13.0km
ブルーライン		あさみ野～港南台	40.4km



横浜市交通局